

## 宮城県環境基本計画（案） 審議の経過について

## 1 環境審議会への諮問

- 宮城県環境基本計画は、「良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として、環境基本条例第9条第1項で策定が定められている。
- 平成17年度に策定した現行の計画は、平成27年度までの計画期間とされており、平成28年度を初年度とする新しい計画の策定が必要となった。
- 環境基本計画の策定に当たっては、環境基本条例第9条第4項の規定により、環境審議会の意見を聴くこととされている。
- 平成26年10月30日開催の環境審議会で諮問している。

## 2 審議の体制

- 諮問事項に係る調査のために、環境基本計画策定専門委員を設置、環境基本計画策定専門委員会に付託している。

## 【環境基本計画策定専門委員名簿】

氏名	所属・職名	専門分野	備考
長坂 徹也	東北大学大学院工学研究科教授	廃棄物	
中澤 高清	東北大学大学院理学研究科客員教授	地球温暖化	座長
平吹 喜彦	東北学院大学教養学部教授	自然環境	環境審議会委員
山崎 剛	東北大学大学院理学研究科准教授	大気環境	
山田 一裕	東北工業大学工学部教授	水環境	

## 3 審議の経過

- 以下の日程で環境基本計画策定専門委員会議を開催し、審議を行った。また、環境審議会開催時にはその都度、計画策定の進捗状況の報告を行った。
- 会議の開催以外にも、必要に応じて、個別に専門委員を訪問し、意見を反映させ、計画の検討を行っている。

## 【環境審議会での報告・環境基本計画策定専門委員会議の開催状況】

開催年月日	審議事項等
H26.10.30	【平成26年度第2回環境審議会】 ○ 新しい宮城県環境基本計画の策定について（諮問）
H26.12.22	第1回環境基本計画策定専門委員会議 ○ 環境審議会への諮問内容及び審議会委員からの提言事項について ○ 県民・事業者の環境に関する意識調査結果（中間取りまとめ）について ○ 宮城県の環境の現状と課題について
H27.1.25	【平成26年度第3回環境審議会】 ○ 新宮城県環境基本計画の策定について（報告） （諮問後の専門委員会議での審議状況について）
H27.2.5	第2回環境基本計画策定専門委員会議 ○ 新宮城県環境基本計画の基本的な方針（素案）について
H27.3.11	第3回環境基本計画策定専門委員会議 ○ 新宮城県環境基本計画の基本的な方針（最終案）について

開催年月日	審議事項等
H27.3.26	<b>【平成 26 年度第 4 回環境審議会】</b> ○ 新宮城県環境基本計画について（報告） （新宮城県環境基本計画の基本的な方針（最終案）について）
H27.8.17	<b>第 4 回環境基本計画策定専門委員会議</b> ○ 新宮城県環境基本計画素案について ○ 環境基本計画における総合管理指標について
H27.11.13	<b>第 5 回環境基本計画策定専門委員会議</b> ○ 宮城県環境基本計画案について ○ 環境基本計画における総合管理指標について

#### 4 パブリックコメントの実施

##### (1) 公表及び意見募集について

- 公表した資料
  - ① 宮城県環境基本計画（案）
  - ② 宮城県環境基本計画（案）概要版
  - ③ 宮城県環境基本計画（案）への意見募集実施要領
- 公表及び意見募集の期間  
平成 27 年 10 月 1 日（木）から平成 27 年 11 月 2 日（月）まで

##### (2) 意見提出状況

意見提出者区分	意見提出者（団体）数	意見数
一般県民	1	9
民間団体	5	15
企業等	0	0
市町村	1	1
合計	7	25

##### (3) 提出された意見と県の対応

別紙のとおり

## パブリックコメントで提出された意見と対応方針（案）

番号	意見	指摘のあったページ	対応方針（案）
1	3(1) 環境の将来像  将来像の達成とは、この基本計画での平成32年までのことと示しているのか、それともいつまでかの長期計画があって、そのうちこの5ヶ年計画での目標達成に向けてなのか？ ※将来像の達成状況という表現を、5ヶ年計画の達成状況におき換えるとそれはそれで理解できますが。	P4	将来像は、平成32年度までの達成目標ではなく、長期にわたって計画的に環境施策を進めることにより達成を目指す環境の姿としています。  環境基本計画本文に図表や用語の説明等を加えた「環境基本計画普及版」を作成することとしており、この中で、将来像について図等を用いてわかりやすく示します。
2	5(1) 政策1「低炭素社会の形成」  ・これまで「“脱二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」や「再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」等を策定し一定の成果をあげていることは評価したいと思えます。 ・ただ他のエネルギー源と比較して、宮城県の貴重な資源であるバイオマスに関する内容が乏しいと感じます。たとえば、「薪・ペレットストーブやペレットボイラーの普及促進」などバイオマス資源を一般県民が活用するための方針を盛り込んでいただきたいと思います。	P14	木質バイオマスをはじめ、県内のバイオマス資源の活用は低炭素社会の形成に寄与することのみならず、廃棄物等の有効利用や、エネルギーの地産地消による域内の経済活性化など、幅広い効果の期待できる分野ととらえています。 バイオマス資源の活用については、重点的に行う取組として記載しています(P8)が、具体的な施策の方針については個別計画である「宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「再生可能エネルギー等の導入の促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」で定めることとしています。 いただいた御意見は、今後の施策展開の参考とさせていただきます。
3	5(1) 政策1「低炭素社会の形成」  (1)「宮城県地球温暖化防止活動推進センター」について ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき宮城県が指定した「宮城県地球温暖化防止活動推進センター」である「ストップ温暖化センターみやぎ」に関する記述があまりにも少ないと思えます。 ・「宮城県地球温暖化防止活動推進センター」における活動は地球温暖化防止のみならず、全ての環境問題に関する県民への有効な普及啓発活動になりえます。現在は名称の指定のみとなっている「宮城県地球温暖化防止活動推進センター」に対して積極的な財政支援を行う旨を盛り込んでいただきたいと思います。(念のため記載いたしますと、委託・請負事業等は双方合意のもとに契約し、決められた業務に対する対価が支払われるものであり、財政支援とは根本的に異なるものであることを付け加えておきます。)	P15	宮城県地球温暖化防止活動推進センターの役割・活動については、普及版の中で、コラム等の欄を設けて説明します。  本計画は、施策の大綱を定めるものであり、センターの普及啓発活動の支援(P15)、県の役割としての民間団体への支援(P49)の記載にとどめていることに御理解願います。  御意見は、今後の施策展開の参考とさせていただきます。
4	5(2) 政策2「循環型社会の形成」 ・循環型社会の形成には、消費者意識の変革と将来ごみになる可能性のある物を根本的に出さない仕組み作りが最も重要と考えます。 ・プラスチックや資源となる紙類など分別した資源が確実にリサイクルされる仕組みの監視を厳しくするとともに、簡易包装商品を推進する企業やそうした商品を選択する消費者にインセンティブを与えるような方針を盛り込んでいただきたいと思います。	P20	消費者の意識改革に繋げる施策や、廃棄物排出量削減に関する取組については20ページに記載していますが、より具体的な施策は現在策定作業中の「宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)」において検討することとしています。

番号	意見	指摘のあったページ	対応方針（案）
5	<p>5(2) 政策2「循環型社会の形成」</p> <p>ごみ分別は、まだまだ不備が見受けられるので、紙面による広報以外に自治体から地域(町内会等)へ定期的に出向いて指導することが必要に思います。もし、実施可能でしたら、そのことについて追加していただきたいです。</p>	P20	<p>環境基本計画は基本的施策の方向性を記載するものですが、実際に家庭ごみの処理に当たる市町村から町内会等への定期指導実施についての今回のご意見は具体的な事業実施の御要望と考えられますので、実施主体である市町村に対して情報提供させていただきます。また、ごみの分別に係る啓発につきまして、県では「環境教育リーダー制度」(P20、P37)や地域のリサイクルシステムの整備の支援(P21)などの取組を行っています。</p> <p>なお、現在策定中の「宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)」においても、ごみの分別については課題であると認識しており、県民、事業者、行政等により取り組んでいくものとしています。</p>
6	<p>5(2) 政策2「循環型社会の形成」</p> <p>「将来像を実現するための政策」のうち「政策2 循環型社会の形成」での3R推進の取組の中で、食品ロス削減に係る事業についても政策化をして頂きたい。</p> <p>現在の新宮城県環境基本計画(案)では、食品廃棄物等の堆肥化によるリサイクル推進を掲げられておりますが、食品廃棄物のうちの可食部分についての「食品ロス問題」についても「食品ロスの削減の推進」という個別的な対応目標を掲げて頂きたい。</p> <p>食品ロス削減関係省庁等連絡会議の中で、農林水産省が推計した数値によれば、事業系と一般家庭を合わせた年間の食品由来の廃棄物等(2,801万トン)のうち、642万トンが可食部分と考えられる量であったとされています。</p> <p>この推計等をうけ、環境省では、平成27年秋を目処に環境省「3R行動見える化ツール」に食品ロスの項目を追加する計画を進めており、平成28年度概算要求においては、都道府県又は市町村において、下記の事業を新たに実施する方向で予算要求されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>食品ロス削減に係る啓発活動・指導等の具体的な取組の実施</li> <li>当該取組の実施による廃棄物削減等の取組効果を検証するための市町村におけるごみ組成調査等を一体的に行う「食品ロス削減による環境負荷低減効果実証事業」</li> </ol> <p>国や食品関連事業者が横断的に食品ロス問題の解決に動き出している状況ですので、将来の宮城県の環境政策の指針の中で、食品由来の地域の環境資源がより有効活用される宮城県を目指す上でも食品ロス問題解決の取組について政策課題化して頂きたい。</p>	P21	<p>食品廃棄物の発生抑制については、「食品廃棄物等のリデュースとリサイクルの推進」として記述しています(P21)。また、県民及び事業者の環境配慮行動の例(P47、48)に新たに記載を追加いたします。具体的な施策については、個別計画である「宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)」で定めることとします。</p> <p>なお、食品ロスに関する現状については、基本計画普及版においてコラムとして記載します。</p>
7	<p>5(3) 政策3「自然共生社会の形成」</p> <p>・宮城県は山間部や郡部を中心とした国立公園・国定公園等での自然保護や共生には一定の理解を示していると感じます。</p> <p>・ただ、市街地周辺での自然環境や景観の保全にはさらなる施策が必要に思います。具体的には「自然生態系への影響や景観を無視した防潮堤工事を見直すこと」や「仙台市を中心とした市街地での産業偏重による乱開発を防止すること」などを本計画の中に記載していただきたいとします。</p>	P24	<p>震災により被害を受けた沿岸地域の防災・復興事業に際しては、専門家、学識者等から意見や指導を受け、環境に配慮した施工に取り組むことを記載しています(P10、11)。</p> <p>また、県内の開発行為については、開発事業者に対して環境への配慮を指導することを記載しています(P40、41)。</p>

番号	意見	指摘のあったページ	対応方針（案）
8	<p>5(3) 政策3「自然共生社会の形成」</p> <p>郭公が見られなくなっているが、広瀬川においても、泉ヶ岳においても、鳥の居場所を奪い続けている。宮城県河川管理において、広瀬川本来の植生である、葦原が消え、石の河原になっているが、郭公が減少し(ほとんど居ない)、セキレイが増えているように思われる。この点においても、生態系の保全がなされているとはいえない。</p>	P26	<p>広瀬川では、従来から中州・寄州の発達や樹木の繁茂が顕著となっており、多様な生物の生息環境である反面、洪水時の流下阻害による洪水氾濫への不安が問題となっていました。</p> <p>県では、広瀬川の良好な自然環境の保全と、適切な河道管理を実施していくため、平成17年に行政と地域住民やNPOと協働で、広瀬橋～牛越橋上流までの区間を対象に「広瀬川管理計画」を策定しました。この計画に基づき、河道内の堆積土砂の撤去や、支障樹木の伐採を行っております。また、樹木伐採等の前後には、周辺のモニタリング調査を行い、鳥類への影響を確認しながら、工事を実施しています。</p> <p>今後も良好な自然環境の保全と適切な河道管理を行うため、必要な調査等を実施し、適切な河川管理に努めてまいります。</p>
9	<p>5(3) 政策3「自然共生社会の形成」</p> <p>県立自然公園内において、教育の名目の元、樹木伐採や建築物など、アミューズメントパーク化していることは矛盾している。泉ヶ岳に至る道路沿いに、レストランが立ち並び、野生動物を感わしている。ツキノワグマが生息するこのよう場所において、食料の扱いが無造作すぎる。</p> <p>道路の建設に際し、県立公園内や隣接する場所において、食料を扱う基準を示し、ゴミの置き場所やゴミ箱の構造を、野生動物の視点から精査し、アメリカやカナダの国立公園並に、基準を示し、指導して欲しい。それができなければ、県立公園内や隣接する場所に道路建設をしないで欲しい。</p> <p>イヌワシやツキノワグマ、カモシカなどを、更に一層保護して欲しい。関東方面で、オオタカの数が増えているといわれているが、東北地方では、それほどではなく、この十年間の間に、姿を見かける機会が減少している。</p> <p>「コリドーを構築」と書かれているが、どの場所にどのようなコリドーが構築されたのか、県民には理解できない。むしろコリドーは、破壊され続けているように思える。抽象的な文言ではなく、具体的にその活動を報告して欲しい。</p>	P26	<p>自然公園等では、自然環境の保全のために必要な限度において行為の規制を行っています。</p> <p>希少な野生動物の保護については、宮城県レッドデータブックの作成等を行っていますが、今後も普及啓発を図っていきたく考えます。</p> <p>将来的に野生生物の生息地間を連続するコリドー(生態的回廊)の形成が図られるよう、森林等を中核とした地域環境の保全・充実に努めたいと考えます。</p> <p>環境施策の進捗状況については、毎年度、環境白書に記載し、公表します。</p>
10	<p>5(4) 政策4「安全で良好な生活環境の確保」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気環境基準の順守や水環境・土壌環境の保全といった事業者への規制・監視は引き続き継続していただきたいと思っております。</li> <li>・ 一般県民の行動に一番関係が深いと思われる自家用車の利用については、さらに踏み込んだ方針を盛り込んでいただきたい。具体的には「都市中心部への自家用車の流入規制を検討すること(代替交通機関を整備することが前提)」や自転車の利用促進のために「自転車の通行ルールの県民への通知徹底と歩道を暴走する自転車の取り締まりを強化すること」などを盛り込んでいただきたい。</li> </ul>	P31	<p>いただいた御意見のうち、「都市中心部への自家用車の流入規制の検討」及び「自転車の利用促進のための自転車の通行ルールの県民への通知徹底並びに歩道を暴走する自転車の取り締まり強化」については、環境の基本的な方向性を示す本計画に盛り込むことは難しいと考えます。</p> <p>なお、都市中心部への自家用車の流入対策としては、「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」において、交通需要マネジメント及び多様な交通手段の利用の推進並びに自転車歩行者道の整備を図ることとしており、今後も引き続き取り組んでまいります。</p>
11	<p>6 すべての基盤となる施策</p> <p>学校・社会における環境教育の中でも食品ロスをテーマの一つとして組み込んで頂きたい。</p> <p>「3R行動見える化ツール」への食品ロス部門の組み込みを前提として、将来を支える次世代に対しても食品ロス問題を正しく認知して頂き、その解決についても行動できる環境を整えるうえで、学校や社会への啓発の取組をご検討頂きたい。</p>	P37	<p>環境教育の分野では、小学生や事業者を対象として、「環境教育リーダー」を派遣し、様々なテーマについて出前講座を行い、環境配慮行動を啓発しています。</p> <p>御意見を踏まえ、環境教育リーダー制度の充実に努めます。</p>

番号	意見	指摘のあったページ	対応方針（案）
12	<p>6 すべての基盤となる施策</p> <p>希薄化した環境への意識を、震災を機に環境再生や環境教育に向けてゆく取り組みを早期に開始すべきである。復興への思いを環境再生へ向ける事で大きな躍進が期待できる。</p> <p>具体的提案・耕作放棄地などを借上げ、休眠地を県民で活用できるように各市町村に確保し、環境団体等に管理委託、農地を利用した環境教育のフィールドを整備、学校関係や各団体、県外からの来訪者等で利用しながら環境教育のベースとして活用。</p> <p>期待される効果としては、多くの可能性を持っている。児童や高齢者等の引きこもりの改善 環境学習の推進が出来る 地元の文化の伝承 通年のコミュニティの場を形成できる。既存の公共施設内での活動以外に自然と直接触れ合い体感できる場の確保は、有効で県民自ら環境への関わりを強くし、この場の形成が県民目線から環境を考える取り組みになると思う。</p>	P37	<p>自然体験等による環境教育は、子どもなどが自然環境を意識するきっかけとして非常に効果的であると認識しています。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>8 県民・事業者・市町村などの役割</p> <p>教育機関及び研究機関に期待する役割 小学校、中学校の児童に環境教育を推進すると記載されていますので結構ですが、子供の頃からの環境問題との関わりは、後に好影響を与えるということを考えると、一言積極的にという言葉を加えたほうがより良いかと思えます。</p> <p>2行目：環境教育を推進することが…… 環境教育を積極的に推進することが……（修正案）</p>	P49	<p>御意見のとおり、「積極的に」を追記します。</p>
14	<p>8 県民・事業者・市町村などの役割</p> <p>「市町村に期待する役割」(49頁)について、それぞれの地域における市民・事業者との連携による資源循環の推進や、排出事業者としての責務等についても触れてはどうか。</p>	P49	<p>各主体と連携した環境保全の取組については計画案においても包括的に記載しているところです。環境分野ごとの各主体の具体的な役割については、各個別計画で定めることとなります。</p> <p>以下のとおり、市町村の役割に係る文面を修正します。</p> <p>【変更前】 市町村自ら、再生可能エネルギー等の導入や、省エネルギーの取組を積極的に行うほか、職員への環境教育を実施するなど環境配慮行動の促進につながる取組を率先して行うことが重要です。</p> <p>【変更後】 また、自らも地域の消費者・事業者として、再生可能エネルギー等の導入や省エネルギーの取組、資源循環の取組などを率先して行うことが重要です。</p>

番号	意見	指摘のあったページ	対応方針（案）
15	<p>9 計画の着実な推進</p> <p>イ個別計画による数値目標等の設定</p> <p>5ヶ年計画では、数値目標と達成率は大変重要な事項ですが、現表現の「個別計画においては、将来像の達成状況を的確に示す管理指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を設定します。」という表現がすんなり理解できません。</p>	P50	<p>以下のとおり記載を修正します。</p> <p><b>【変更前】</b>  将来像実現のための政策については、政策ごとに策定する個別計画により計画的に推進します。個別計画においては、将来像の達成状況を的確に示す管理指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を設定します。</p> <p><b>【変更後】</b>  将来像実現のための政策については、政策ごとに策定する個別計画により推進します。個別計画においては、将来像の実現に向けて、計画の進捗状況を的確に示す管理指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を設定します。</p> <p>なお、管理指標とは、環境の状況等を評価する材料として用いるもので、例えば県内年間温室効果ガス排出量、県民一人一日当たりのごみ排出量などがあります。また、数値目標は、各管理指標ごとに達成を目指す目標値のことで、例えば「宮城県地球温暖化対策実行計画（地域施策編）」では県内年間温室効果ガス排出量19、666千t-CO2といったものが設定されています。</p>
16	<p>(2) 資金の用途について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境関連資金の用途については、みやぎ環境税の用途を中心に巨大な設備投資など県外の大手企業に資金が流れる結果となっている例が多いと感じます。</li> <li>・「環境施策決定の際に、もっと宮城県の地域資源を見直し地域に還元できるような視点で検討する。」という内容をぜひどこかに記載していただきたいと思います</li> </ul>	-	<p>「みやぎ環境税」を活用した新エネルギー設備の導入支援事業などの企業向けの補助事業については、県内に事業所を有する企業を対象としており、県内企業の皆様に御活用いただいているところです。</p> <p>また、「みやぎ環境税」を活用した住宅用太陽光発電システム補助金事業や既存住宅省エネルギー改修促進事業等の個人向けの補助事業についても、県内に住宅を有する個人の方々を対象としており、県民の皆様に御活用いただいているところです。</p> <p>計画案では、地域特性を活かした再生可能エネルギー等の導入(P16)や地域に根ざした再生可能エネルギー等を活かした産業への支援(P17)として、地域の実情に応じた施策を展開することを記載しています。</p>

番号	意見	指摘のあったページ	対応方針（案）
17	<p>・超高齢化する日本において、今後、空き家が大幅に増加すると想定している。</p> <p>・宮城県においても、今後は独居老人が増え続け、住宅についても住み主の施設への入居や他界とともに空き家となり、環境への悪影響が起こる。</p> <p>・住み主は、空き家になったとしても環境にどのような影響が起こるか考えることが出来ず、放置される可能性が大である。</p> <p>・一方、空き家対策に関しては多くの組織が関係し、手続きなども煩雑であり、持ち主にとって多くの負担がある。</p> <p>・そこで、空き家(予備軍含む)について総合的なサポートを行う組織を政策的に立ち上げ、空き家を有効な資源とすることを念頭に、以下の取り組みを進めるべきと考える。</p> <p><b>【情報の収集・発信】</b></p> <p>① 行政が中心となり、定期的な空き家実態把握調査の実施 ⇒NPOを中心とし、関係機関(住宅関係、福祉関係、地域協力員)と連携</p> <p>② 調査情報の空き家バンクへの登録・メンテナンスの継続実施</p> <p>③ 空き家活用の事例の調査並びに登録</p> <p>④ 空き家活用事例の自治体・事業者・県民の情報提供</p> <p><b>【空き家サポート(対持ち主)】</b></p> <p>⑤ 空き家サポートを行う組織(NPO等)に対する政策的支援 ⇒空き家の管理 ⇒空き家持ち主に対する環境コンサルによる有効活用の提案 ⇒煩雑な手続きのサポート</p> <p><b>【計画(対自治体)】</b></p> <p>⑥ 空き家活用のスマートコミュニティ(環境配慮型まちづくり)構想の策定 ⇒空き家活用による移住促進 ⇒空き家活用による関東圏との二拠点まちづくり構想 ⇒空き家の宿泊施設化による外国人旅行客の誘致 等</p> <p><b>【実施】</b></p> <p>⑦ 3R+2R(Reform、Renovation)の推進 ⇒2Rによる空き家のZEHを政策誘導。インセンティブ付与</p> <p>⑧ 2Rによる空き家ビジネスを想像し、環境負荷軽減と地域の活性化へ貢献</p>	-	<p>環境施策の基本的な方向性を示す本計画に盛り込むことは難しいと考えますが、御意見は関係課にお伝えします。</p>
18	<p>◎仙台市の環境について</p> <p>○政令指定都市になって以降、奥羽山系を緑被率に入れて計算しているのは、市街地からみどりが消えていることのカモフラージュとなっている。</p>	-	<p>いただいた御意見については、仙台市の所管となりますので、仙台市の担当部署にお伝えします。</p>
19	<p>◎仙台市の環境について</p> <p>○「杜の都」として、戦災で失われたもののイメージを前面に出すのではなく、その時点で存在していた国見丘陵の藩政時代から続く森林や、泉区洞雲寺周辺に残る仙台固有の自然林を挙げるべきだと思う。</p>	-	
20	<p>◎仙台市の環境について</p> <p>○三十年前に、国見丘陵周辺で何万何千と見られた秋茜などの蜻蛉類が、消えた。その代わりに、藪蚊が増えた。蜻蛉類について、調査研究、数の復元に予算を配して、取り組んで欲しい。</p>	-	

番号	意見	指摘のあったページ	対応方針（案）
21	<p>◎仙台市の環境について</p> <p>○貝ヶ森において、自宅近くの自然林が伐採されて開発された。これまで、冷房を使用することがほとんどなかったのが、今年はフル稼働している。まさしく、ヒートアイランド現象といえる。また、強風に悩まされるようになった。北側の丘陵が開発によって、削り取られ、北傾斜に変わったために、北からの風が強い。また、今年台風23号の西北西の暴風が吹いた。これにより、庭木が倒れたが、倒れた方向は、東南東ではなく、西南西だった。北から北東側にあった丘陵が、開発によって削り取られた事により、風が回り込んで、この方向に倒れたのだと思われる。</p>	-	<p>いただいた御意見については、仙台市の所管となりますので、仙台市の担当部署にお伝えします。</p>
22	<p>◎仙台市の環境について</p> <p>○不動産についての評価に関わる、都市計画は何十年も前に公表して欲しい。保存緑地、国有林に囲まれ、緑豊かな場所だと思って、自宅を建てた後で、次々伐採されて開発されるのは、公平ではない。</p>	-	
23	<p>◎仙台市の環境について</p> <p>○地下鉄東西線が青葉山を通るが、それならば、都市計画道路川内旗立線は不要である。生態系を分断している。</p>	-	
24	<p>◎仙台市の環境について</p> <p>○地下水を重視すると書かれているが、地下鉄工事で湧水があっても仙台市が公表しないのは市民を軽んじている。また、大震災前に、仙台市北西丘陵において、地下水に異常があるのではないかと訴えたが、宮城県から丘陵地は対象外であるといわれた。このときに調査していれば、地震の前兆現象が記録されたのではないかと、残念に思っている。</p>	-	
25	<p>◎仙台市の環境について</p> <p>○根白石、福岡周辺、岩切周辺の農地や居久根が消えたのは、非常に残念。</p>	-	